

鳥取市自治連合会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自治連合会交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、鳥取市自治会連合会が行う住民自治の確立及び市域のコミュニティ活動や、住みよいまちづくりのために市と協働して行う活動に対し、交付金を交付することにより自治会相互の連携及び住民福祉の増進を図り、本市の振興発展に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 本交付金の交付対象者は、市単位町内会等で構成する鳥取市自治会連合会（以下「連合会」という。）とする。

(交付対象経費及び交付額)

第4条 本交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げる事業等にかかる経費（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

(1) 連合会の運営

(2) 連合会及び連合会を構成する自治会、町内会の研修

(3) 連合会及び連合会を構成する自治会、町内会が共同して取り組む事業

(4) 連合会を構成する自治会、町内会の活動助成

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 本交付金の額は、前項に規定する事業等に要する経費として別表で定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

(交付対象期間)

第5条 本交付金の交付の対象となる期間は、交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請)

第6条 本交付金の交付申請は、その交付を受けようとする年度の4月30日までに行うものとする。なお、交付申請時には、当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

2 本交付金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本交付金の増額

(2) 本交付金の2割を超える減額

(交付金の実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。なお、実績報告時には、当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

2 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるとき

は、当該交付決定控除税額) を超えるときは、別記様式により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(市民公益活動団体補助金交付要綱の廃止)

2 市民公益活動団体補助金交付要綱(平成13年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市自治連合会交付金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

交付対象となる事業等	交付対象経費	補助率
1 連合会の運営 2 連合会及び連合会を構成する自治会、町内会の研修 3 連合会及び連合会を構成する自治会、町内会が共同して取り組む事業	交付の対象となる事業等に要する経費のうち、次に掲げる経費を除く。 ・ 交際費 ・ 食糧費 ・ 慶弔費	10/10
4 連合会を構成する自治会、町内会の活動助成	次の計算式により算出された額の合計又は連合会が活動助成として必要とする額のいずれか低い額とする。 ・ 連合会を構成する単位町内会×35,000円 ・ 単位町内会を構成する世帯×700円	

別記様式（第8条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

事業実施主体 住 所
氏 名 ○印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった鳥取市自治連
合会交付金について、鳥取市自治連合会交付金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下
記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額
金 円
- 4 交付金返還相当額(3-2)
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。